

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、感性と技術で市場の求める新しい価値を創造し、顧客の満足を得る品質を提供することを使命と考え、積極的かつ健全な経営で、株主・取引先を含む全てのステークホルダーから期待され信頼される企業を目指すことをコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方としております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は下記の通りです。

(1) 株主の権利・平等性の確保

株主の権利行使にあたり、必要な情報を株主が必要とする時に適確に提供するとともに、海外投資家や少数株主等の様々な株主の権利及び平等性の確保に努めます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

すべてのステークホルダーと価値観の共有を図り、連携して共に持続的な成長を実現するために、ステークホルダーとの対話を重視するとともに適切な情報開示に努めます。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

情報開示は株主等のステークホルダーから理解を得るため重要であり、適切な情報開示と透明性の確保に努めます。

(4) 取締役会の責務

取締役会は、各事業及び業務に伴う知識、経験、能力等のバランスを総合的に判断し、適切な人員で構成することを基本としております。取締役は、経営の適切で迅速な意思決定と監督責任並びに円滑な業務執行に努めております。当社は、社外の豊富な知識や経験を当社の意思決定に反映させるため複数の社外取締役を選任し、客観的で中立的な立場での監視、監督を図る体制を構築しております。

(5) 株主との対話

株主との建設的な対話は、当社経営方針等の理解を図り、株主の声を経営に反映させるために重要であり、会社の継続的な価値向上に資するものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則2-5(1)

当社は、社内の内部通報窓口(専用電話・メール等)を設置しており、現状での体制で機能していると判断しているため、経営陣から独立した社外通報窓口は設置しておりませんが、今後の動向を踏まえて検討、判断してまいります。また、内部通報に関する社内規程により、通報者が保護される体制を整備しております。

補充原則3-2(1)

(a) 監査役会は、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。また、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握を行っております。

なお、今後は評価基準の策定を検討してまいります。

(b) 現在の当社外部会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

原則4-2

業務遂行の実施責任者である取締役及び事業部長等の提案は、会社の業務の適正維持、持続的な成長、会社の安定と活性化に資するものと認識しております。そのすべての提案については、経営会議での審議を基本とし、取締役会における報告もしくは承認が必要とされるため、社外取締役の客観的な意見を踏まえて検討が行われております。

承認された事案は、その起案責任者が実施責任を担うことになり、その実施状況等については、適宜経営会議、取締役会にて報告されております。

取締役(社外取締役を除く)の報酬については、会社の中長期的な業績やリスクを反映させたインセンティブ付けは実施しておりませんが、自社株報酬の導入について検討しております。

補充原則4-2(1)

当社の取締役の報酬は、固定枠としての月額報酬と営業利益に連動した変動枠(賞与)により構成されております。

なお、中長期的な業績と連動したインセンティブの機能を有する自社株報酬については、現時点では導入しておりませんが導入に向けて検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4

当社は、投資目的以外の目的で保有する株式については、業務提携・取引の円滑な維持や強化を保有目的としており、個々の保有目的について適切に有価証券報告書にて報告しております。また、保有する株式については、その有効性や合理性について随時担当取締役を中心に検証するとともに、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。また、保有する株式に係る議決権行使については、発行会社の健全性、企業価値向上に資するものかを総合的に判断し行っております。

なお、個別の株式に適応した最適且つ総合的な判断の必要性から、現時点では一定の基準は設けておりません。

当社は、株式の発行会社の企業価値の向上や当社が保有する目的等について、当該企業との間で適時対話を行うよう努めております。

原則1-7

当社は、取締役や関連当事者間の競業取引及び利益相反に当たる取引については、取締役会にて審議及び決議を必要としております。また、該当取引が実施される場合は、会社に不利益とならない管理体制を整えております。

当社におきましては、現状、取締役や関連当事者間の競業取引及び利益相反に当たる取引は行われておりません。また、主要株主等との取引

を行う場合には、第三者との取引と同様に、経営管理部による審査を経た上で決定することとしております。

原則3-1

(a) 当社の経営理念は、「感性技術で未来を拓く」「創意あふれる人間企業」「誇りをもってチャレンジ」の3要素から構成されております。なお、経営戦略、中期経営計画は当社ホームページに開示しております。
(b) 「コーポレートガバナンスの基本的な考え方」に記載の通りであります。
(c) 取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で決定し、月額報酬と賞与により構成されております。月額報酬については職責により、賞与については成果を反映させており業績との連動性を確保しております。特に賞与に関しては、期毎の連結営業利益をベースとし、従業員の報酬や配当等を勘案し取締役会にて決定しております。
(d) 当社は、取締役及び監査役候補の指名に当たっての方針・手続きについて、以下のような要件を総合的に判断して選任しております。取締役は、業務に必要な知識と経験を有しており、部門を統括し問題解決する能力があること。また、総合的にバランスの取れた見識があること。監査役は、当社の業務に対する知見を有し透明性のあることを常勤監査役の基本とし、社外監査役の選任に当たっては、法務並びに税務、会計の知見と経験を有しており、全体としてバランスの取れた体制とすること。社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、当社に必要な知識や経験が豊富であり、当社取締役会等で適切な意見や意思を表明し、指導・監督を行う能力を有していること。
(e) 取締役及び監査役の各候補者の経歴については、株主総会招集通知に記載しており、各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示いたします。

補充原則4-1(1)

当社における取締役会は、経営の意思決定、監督機関であり、その意思決定や経営方針に基づく業務執行は経営会議にて行っており、経営会議は原則週1回開催し、出席者は各担当取締役(社外取締役は必要に応じて出席)、常勤監査役、顧問、業績に影響を及ぼす関連会社代表及び事業部長となっております。

取締役会は、経営方針、定款に定める事項、当社及び当社グループの決裁基準の定めによる重要事項等の決定を行っております。経営会議は、当社の代表取締役が議長を務め、取締役会で決定した方針の具体策や課題について協議をいたします。また、取締役会に提示される議案によっては、経営会議にて予め協議し取締役会の円滑な運営に即しております。また、経営会議での審議事項、報告事項については、社外取締役、社外監査役に報告され、事業の執行の中での課題等についての情報の共有がなされ、迅速な対応を図るよう努めております。当社は、取締役が各分野の管理担当として管理監督にあたっております。

原則4-8

当社は、東京証券取引所による「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準を当社の社外取締役の選任ガイドラインとし、その要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案すると、社外取締役は2名で十分機能すると認識しております。

原則4-9

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

補充原則4-11(1)

当社の取締役会は、定款で定める員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを総合的に判断し、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。

取締役候補の選任に当たっては、業務に必要な知識と経験を有しており、部門を統括し問題解決する能力があること、また、総合的にバランスの取れた見識があることを考慮して指名しております。

社外取締役の独立性に関しては、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社及び取締役との利害関係がなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有することを基本方針としております。

補充原則4-11(2)

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ開示を行っております。

当社の社外取締役を除く取締役全員は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、当社グループの取締役の業務に専念できる体制となっております。また、当社の社外取締役は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、社外取締役としての責任、責務を適切に果たせるものと認識しております。

常勤監査役は、当社グループ以外の役員は兼任しておらず、当社グループの監査役業務に常時専念できる体制となっております。

社外監査役2名は、当社グループ以外の上場会社の社外監査役を兼任しておりますが、その数は其々1社で、社外監査役としての責任、責務を適切に果たせるものと認識しております。

補充原則4-11(3)

当社は、監査役会と各取締役との個別ヒアリングを定期的に行っており、自己分析や現状の課題、取締役会全体の実行性について其々の立場から分析・評価を実施しております。また、当該内容により、取締役会が実効的に機能している旨を確認しております。

補充原則4-14(2)

当社は、取締役・監査役就任者向けに必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、これらに関する情報提供体制を整えております。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供及び費用の支援を行っております。

原則5-1

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、取締役経営管理部長を中心に様々な機会を通じて対話を持つよう努めてまいります。当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針に係る理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、社外からの様々な立場からの経営分析や意見を吸収及び反映し、安定的、持続的成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

株式会社ダイドーリミテッド	1,595,000	11.44
大同生命保険株式会社	846,000	6.07
株式会社トーア紡コーポレーション	400,000	2.87
株式会社りそな銀行	367,000	2.63
株式会社ワールド	330,400	2.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	312,100	2.23
株式会社みずほ銀行	275,488	1.97
三井住友海上火災保険株式会社	250,282	1.79
タキヒョー株式会社	245,000	1.75
明治安田生命保険相互会社	221,760	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高塚 良司	他の会社の出身者													
吉野 哲	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高塚 良司	○	——	長年のコンサルタント業務を通じて培った幅広い知識と見識を持ち、当社のコーポレート・ガバナンスの強化と経営判断の多様性を確保できると判断したものであります。 取引所が規定する独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当しておらず、高い独立性を有していることから、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
吉野 哲	○	——	経営者として経験が豊富であり、経営に関する高い見識と監督能力を有しており、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより当社のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断したものであります。 取引所が規定する独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当しておらず、高い独立性を有していることから、一般株主との利益

		相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
--	--	--------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役(社外監査役を含む)、内部監査室と会計監査人は、定期的及び内容に応じて適時に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
矢崎 信也	弁護士													
山下 佳代子	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢崎 信也		—	弁護士資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しております。他社の社外監査役を務めていた経験から法令順守を主とした観点で選任しております。 当社の経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外監査役として適任であると考えております。
山下 佳代子		—	公認会計士及び税理士の資格を有しており会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、経営の透明性の確保を主とした観点で選任しております。 当社の経営陣との間で特別な利害関係を有

しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外監査役として適任であると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

賞与支給に当たっては業績連動によっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における役員報酬の内容
取締役の年間報酬額 52百万円(うち社外取締役3百万円)
(注) 取締役の報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会において、取締役より業務の執行状況について報告をいたしております。社外監査役に対しては、監査役会において、常勤監査役より業務執行の状況について報告をいたしております。更に、社外役員は関係部署から必要な情報を収集できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、定例取締役会を月1回開催し法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。また、迅速な経営判断を行うために、社長並びに取締役、常勤監査役及び社長が指名する者で構成する経営会議を週1回行い、重要事項を審議、検討し必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

監査役は、監査役会で定めた監査の方針に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか重要な決裁書類を閲覧する等、取締役の業務執行の状況を監査し、経営監視機能の充実を図っております。当社の監査役(社外監査役を含む)、内部監査室と会計監査人は、定期的及び内容に応じて適時に意見交換を行っており、また内部監査室が実施した内部管理体制の適切性等の検証に係る報告内容を閲覧し、必要に応じて担当者に質問等を実施しております。

内部監査体制については、社長直属の内部監査室を設置し、当社及びグループ会社の財産及び業務運営の状況について適正性と効率性の観点から監査を実施するとともに、当社内部統制システムの有効性について検証及び評価を行っており、監査結果を社長及び取締役会に報告しております。

当社の会計監査業務は、有限責任 あずさ監査法人に依頼しております。同監査法人及びその業務執行社員と当社間に特別な利害関係はありません。なお、当事業年度における業務執行社員の構成は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松本千佳(継続監査年数5年)、大谷浩二(継続監査年数3年)、補助者 公認会計士4名、その他9名。

当社の社外取締役につきましては、業界内外に関する幅広い知識と見識を有する人材を選任する方針であります。社外取締役である高塚良司氏は、長年のコンサルタント業務を通じて培った幅広い知識と見識を持ち、当社のコーポレート・ガバナンスの強化と経営判断の多様性を確保しております。同じく社外取締役である吉野哲氏は、経営者として経験が豊富であり、経営に関する高い見識と監督能力を有しており、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより当社のコーポレートガバナンスの強化が期待できます。

また、社外監査役につきましては、企業法務や、会計・税務等の知見を有する人材を選任する方針であります。社外監査役である矢崎信也氏は、弁護士資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しております。同じく社外監査役である山下佳代子氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、経営の透明性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役6名のうち2名を社外取締役とし、監査役3名のうち2名を社外監査役としているため、社外役員に期待される、より専門的な知識・経験や情報による助言機能及び客観的な立場による監督機能について十分に行使が期待できる体制であり、さらには、社長を委員長とし、取締役、内部監査室スタッフ、重要な子会社を含む内部統制プロジェクト委員をメンバーとするコンプライアンス・リスク管理委員会も設置しており、十分なガバナンス体制が構築されていると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの合同説明会に年1回出展しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	財務情報、業績ハイライト、IRカレンダー、株式の状況等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部総務課をIRに関する部署として設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に優しい薬品の使用と加工の開発及び省エネ活動を積極的に実施し、環境保全に注力しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理、法令遵守の基本姿勢を明確にするためコンプライアンス規程を制定し、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス全体を統括すると同時に、役員及び社員等に教育・研修を行い周知徹底いたしております。また、法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理規程によりリスクカテゴリー毎の責任部署を定めております。コンプライアンス・リスク管理委員会において部署毎のリスク管理の状況を監査し、全社的リスク管理の進捗状況を取締役に報告いたしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社長並びに取締役、常勤監査役及び社長が指名する者で構成する経営会議を原則週1回行い、重要事項を審議、検討し必要に応じて臨時取締役会を開催いたしております。中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定いたしております。各部門においては、その目標達成に向け具体案を立案、実行いたしております。組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、職務の執行が効率的に行われる体制を構築いたしております。

(5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社のコンプライアンス・リスク管理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進いたしております。子会社の役員及び社員等に対しコンプライアンス・リスク管理について当社同様の教育・研修を通じ指導いたしております。子会社に取締役または監査役を派遣するとともに、事業内容の毎月の報告と重要案件についての事前協議を行っております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものといたしております。なお、当該使用人の任命・異動等に関しては監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保いたしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告いたしております。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会やその他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるといたしております。なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは財務報告の信頼性を確保するための内部統制強化を目的として、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、内部統制システムの整備及び運用を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を排除するための体制

当社及び当社グループ全ての役職員が守るべきコンプライアンス規程において、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に係る対応について規定し、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進いたしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

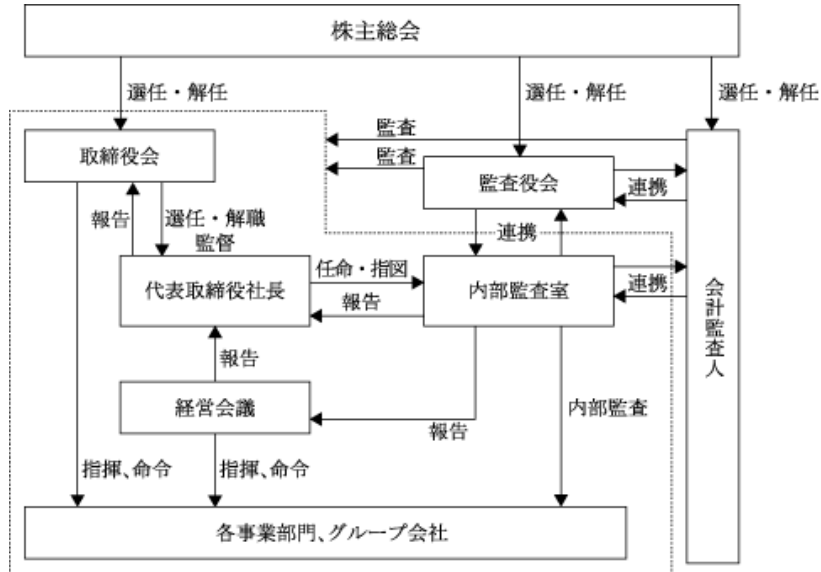
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

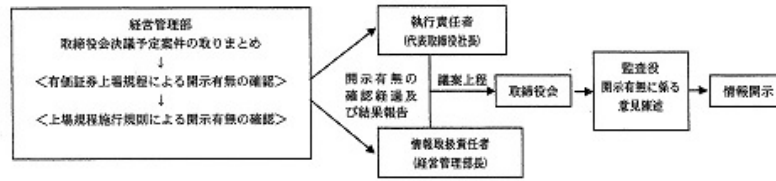
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

株式会社ソニー コーポレートガバナンス 概略図

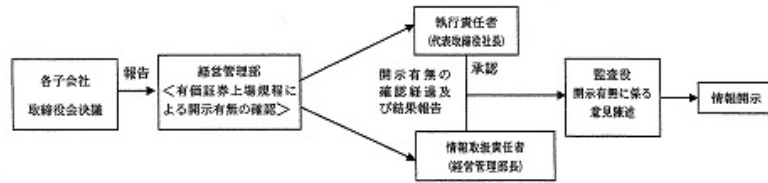


【適時開示体制の概念図】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実にに関する情報>

